

在宅高齢者に対する口腔ケア支援事業制度の設計

—地域包括ケアシステムとして配食サービスの利用による高齢者保健福祉事業の確立のために—

○ 新潟大学 中川兼人 (008700)

[キーワード]咀嚼嚥下機能、配食サービス、歯科衛生士

1. 研究目的

国立社会保障・人口問題研究所の「将来推計人口」によれば、2060年には我が国の総人口は8,674万人に減少し、65歳以上人口割合は約40%になる見込みである(平成27年版厚生労働白書概要版3頁)。この今後到来する人口減少を伴う超高齢社会が円滑にそして安心して営まれるためには「地域包括ケアシステム」の構築が必須である。そのシステムの中で高齢者の「健康寿命」を伸ばすことは高齢者本人の幸福と地域社会の負担軽減のために重要となる。それに資する手段の一つとして社会的自立度、ADL、QOLの維持・向上に寄与する「自分自身で食べる能力」を保持する意識とトレーニングが挙げられる。何故ならこの「自分自身で食べる能力」つまり「摂食嚥下機能」の高さと「社会的自立度、ADL、QOL」の高さには正の関連性が見られることはいくつかの研究から明らかとされているからである。「摂食嚥下機能」を高いレベルで維持する意識とトレーニングの必要性を啓発することが今後、ますます重要となるであろう。

そこで本研究では、(1)介入可能な高齢者の内、対象者とされる条件(2)「咀嚼嚥下機能」を高いレベルで保持する意識とトレーニングの内容(3)高齢者に働きかける関与者の条件について検討し、(4)「対象者とされる高齢者」を見つけ出す役割(以下「発見者」とする)と「高齢者に働きかける関与者」の役割(以下「指導者」とする)を明確にして、汎用性があり、地域において有用で活用可能な「高齢者への口腔ケア支援事業」制度の在り方を明示することを目的とした。

特に施設入所高齢者より支援が届きにくいと考えられる「在宅の高齢者への口腔ケア支援」について分析し、実行可能性のある複数の制度の検討を行い、それぞれの内容を比較、分析することにより地域において有用で活用可能な制度について考察したい。

2. 研究の視点および方法

限られた地域を対象として「在宅の高齢者への口腔ケア支援」をモデル事業的に実施した。この結果を地域福祉活動の視点と歯科保健医療の視点から比較、分析した。

それにより検討した制度は、

(1)地域の高齢者への配食サービス事業者「発見者」と歯科医療従事者等「指導者」との連携により事業展開を図る制度

(2)地域の民生委員・児童委員「発見者」と歯科医療従事者等「指導者」との連携により事業展開を図る制度

(3)地域包括支援センター「発見者」と歯科医療従事者等「指導者」との連携により事業展開を図る制度

の3つである。

3. 倫理的配慮

本研究の発表に当たっては、日本社会福祉学会研究倫理指針と研究者自らが所属する新潟大学歯学部倫理委員会指針に従い、良識と知的誠実さと倫理が要求されることを自覚して研究を行った。

4. 研究結果

限られた地域と人材で研究内容の一部をモデル事業的に実施したが、そこから得られた分析も考慮して研究結果を示す。「1.研究目的」で述べた『(1)介入可能な高齢者の内、対象者とされる条件』としては、孤立しやすい「在宅の高齢者のみ世帯」を対象とすることが妥当であり、『(2)「咀嚼嚥下機能」を高いレベルで保持する意識とトレーニングの内容』としては高齢者が自ら行えるような簡単な「お口の体操」の指導と実施を中心として行い、『(3)高齢者に働きかける関与者の条件』としては福祉専門職として「社会福祉士等」と歯科専門職として「歯科衛生士または歯科医師」がペアとなって関与することが望ましいという結果を得た。

また、同じく「1.研究目的」で述べた『(4)「発見者」と「指導者」を明確にして、汎用性があり、地域において有用で活用可能な「高齢者への口腔ケア支援事業」制度の在り方を明示する』については、採用する制度を「2.研究の視点および方法」で述べた(1)～(3)の制度から地域特性に応じて各地域で選ぶことが有効である。

5. 考察

「2.研究の視点および方法」で述べた(1)～(3)の制度については、それぞれメリット、デメリットが見られるため、「発見者」を決定する際には、地域特性に基づき可変的に行うべきであるが、その中でもマンパワー的には「配食サービス事業者」を「発見者」として連携する制度は実効性が高いと考える。

「指導者」の内、特に居宅に訪問できる「歯科衛生士または歯科医師」を確保することは、想定した以上に困難であったため、彼らに対する啓発活動と研修が必要である。

「在宅の高齢者のみ世帯」の高齢者は面識のない「指導者」にいきなり自宅訪問されることは、心理的に抵抗が起りやすく、拒絶反応が出やすいため、出入りしている「発見者」による心理的緩和策と事前説明を講じる必要がある。